

議案第12号

南風原町学校給食費徴収条例

南風原町学校給食費徴収条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

学校給食法第4条に規定する学校給食に係る学校給食費の取り扱いについて、学校給食費の負担者等の学校給食費に関する事項を明確化する条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき町が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 町は、町が設置する幼稚園、小学校及び中学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収及び納付)

第4条 町長は、学校給食を受ける園児、児童又は生徒の保護者等その他学校給食の提供を受ける者（以下「学校給食費負担者」という。）から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者は、南風原町立学校給食共同調理場管理運営に関する規則（平成元年10月31日教育委員会規則第6号）で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(督促)

第5条 町長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促状を発した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(遅延損害金)

第6条 町長は、学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条第1項の規定により、当該

納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。この場合において、遅延損害金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の遅延損害金の額が100円未満である場合については、これを徴収しない。

(学校給食費の充当)

第7条 町長は、学校給食費負担者から納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該学校給食費負担者の未納の学校給食費等に充当することができる。

(学校給食費の還付)

第8条 町長は、学校給食費負担者から納付された学校給食費に過納又は誤納のある場合で、前条に規定する充当すべき学校給食費等がないときは、当該学校給食費負担者へ過誤納分の学校給食費を還付するものとする。

(学校給食費の減免)

第9条 町長は、学校給食費について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学校給食費及びこれに係る遅延損害金等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 学校給食費負担者が著しい生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 学校給食費負担者が学校教育法第19条に規定する援助を受けており、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (3) 学校給食費負担者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (4) 学校給食費負担者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により学校給食費につきその責任を免れたとき。
- (5) 学校給食費について消滅時効が完成したとき。
- (6) その他町長が特に必要であると認めるとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日から適用する。